

「小樽市自治基本条例第36条に規定する条例の見直し検討結果について（素案）」に対して
提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 2 人
2 意見等の件数 16 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0 件
4 意見等の概要及び市の考え方等

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	市及び議会と市民の間には双方向による情報の発信と共有が最低限必要であり、第3条は「情報共有と対話の原則」とし、文面を見直すべきである。	<p>この条例では、市民については第12条で、情報を知る権利とまちづくりへの参加する権利について規定しており、この規定により議会及び市へ、意見の発信ができると考えております。</p> <p>また、第8条の市民参加の推進では、市は市民の意見を反映するよう努めることと規定しているほか、第15条の議会の役割及び責務、第16条の議員の責務において、開かれた議会運営や市民の意向の把握について規定しております。</p> <p>これらの規定に基づき、それぞれの役割による協働のまちづくりを進めていく中で、対話と意見の共有が行われると考えておりますので、素案のとおりいたします。</p>
2	「情報の提供と公開」を定める第5、6条については、市民が意見を発信し、市及び議会が市民の意見等を確認することに努め、三者でこれを共有するという視点で見直すべきである。	
3	市及び議会と市民が対話する場の設定に関する条文の追加が必要である。	
4	第25条に定める「説明責任」と同レベルで、第8章「行政運営」の中に「対話」についてを定めるべきである。	
5	第5条にある「速やかに、分かりやすく」については、検証に関する運用も必要と考える。「情報共有と対話の遂行状況と情報発信の迅速性・分かりやすさ」についての検証に関する運用のための条文を追加すべきである。	<p>条例第36条では、条例の見直しについての基本的な事項のみを規定することとしているため、具体的な検討方法を条文として追加することは考えておりませんが、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	「市民参加の推進」を定める第8条1、2項については、「市民参加のための仕組みの整備」についてや「まちづくりに関する政策に市民の意見が反映されているか」についての検証に関する運用のための条文を追加すべきである。	
7	「議会の責務」を定める第16条1項については、「地域の状況と課題の情報共有状況」についての検証に関する運用のための条文を追加すべきである。	
8	「市長の役割と責務」を定める第17条第2項についても、前述と同様の検証に関する運用のための条文を追加すべきである。	
9	「財政運営」を定める第21条1項については、市は議会と共に「予算編成が中長期的展望に立っている」ことについての検証に関する運用のための条文を追加すべきである。	
10	条例を見直す前に、まちづくりが適正に実行され、効果を引き出しているかを確認するためのPDCAサイクルを構築する必要がある、条文として追加するべきである。	

No.	意見等の概要	市の考え方等
11	第5、6条については、市及び議会側の「情報の提供と公開」に対する姿勢が不十分であり、「協働」の理念に沿って見直す必要がある。	この条例では、議会の情報提供については、第6条に情報の公開について規定しているほか、第15条にも議会活動に関する情報の提供についての規定しております。また、市についても第5条及び第9条にまちづくりに関する情報の提供について規定しているほか、第25条に実施する施策についての十分な情報提供について規定しておりますので、素案のとおりといたします。
12	「総合的な計画の進行管理や見直し」などを定める第20条第4項については、年度単位で進捗状況を確認し、総合計画をブラッシュアップしていく運用を採用する条文に見直すべきである。	条例第20条では、総合的な計画の策定や見直しについての基本的な事項について規定しております。総合的な計画の推進状況の管理や見直しについての考え方につきましては、現在策定中の第7次小樽市総合計画基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。
13	第31条3項には、市民が市の自然、歴史、文化等への理解を深めるための仕組みを市が提供するような文面を追加すべきである。	条例第31条第2項において「市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。」と規定されております。 この規定に基づき、魅力あるまちづくりを推進する上で、市民の理解を深めるための仕組みについても検討してまいりたいと考えております。
14	条例の市民への周知について、生活に条例がどのように関わっているか具体例等を示し、市民がまちづくり活動をする際に条例がどのように関わり、どのような制度をどのように利用・申請すると良いか示すべきである。	いただいた御意見につきましては、条例の市民への周知方法を検討する際に参考とさせていただきます。
15	行政と市民の双方向のまちづくりを可能にするため、市政の仕組みを周知するのみではなく、市民が市政に関われる機会も設けるべきである。	いただいた御意見につきましては、この条例に規定する第8条市民参加の推進に基づく具体的な取組を進める中で留意してまいりたいと考えております。
16	社会の変化に伴って、町内会が組織としての機能を果たせなくなっているため、町内会に変わる新しい概念の自治組織の開発、研究をするべきである。	いただいた御意見につきましては、この条例に基づく取組を進める中で参考とさせていただきます。